

論文の和文要旨	
論文題目	<p>Business and Human Rights in Africa —Which Stakeholders and Actions Are Necessary in Rural Places Furthest Away from the Assumption of the United Nations Guiding Principles—</p> <p>アフリカにおけるビジネスと人権 —ビジネスと人権に関する指導原則の前提と乖離がある農村部でどのように人権尊重を実践するか—</p>
名前	井上 直美
<p>本論文は、「ビジネスと人権」(BHR)に関する取り組みを急速に広げる契機となった国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』(UNGPs, UN Doc. A/HRC/8/5.)の重要性を踏まえ、それが企業行動を変える上で効果的に作用するメカニズムを明らかにした上で、そのメカニズムの発動を期待しにくい地域(具体的にはアフリカ農村部)において求められる企業行動について研究したものである。</p> <p>人権尊重に向けた企業の責任を巡る議論は、様々なステークホルダーによる試行錯誤の歴史を経て形成されてきたが、今日ではUNGPsが国際社会共通のBHRの基準となった。先進国政府は、UNGPsに則り、国境を越えて発展途上国で事業を展開する企業が環境や人権に与える悪影響を抑制するための政策や法の整備を進めている。</p> <p>しかし、アフリカをはじめとする途上国では、多国籍企業の大規模農業投資や鉱物資源投資などを通じた人権侵害が続いている。途上国では一般に、UNGPsが想定するステークホルダーの関与が十分ではない。人権侵害の被害を受けた権利保有者が声を上げる手段を持たず、彼らを救済するために必要な措置が確立されていない。</p> <p>制度的・社会的キャパシティが脆弱なアフリカでBHRを進めるには、単にUNGPsに従って、企業が人権への負の影響に対処するだけでは十分ではない。ステークホルダーの中でも権利保有者の生活が厳しく、BHRの活動に参加する余裕もない状況で、企業が人権尊重の責任を果たすためには、権利保有者の人権に負の影響を与えないだけでなく、彼らが抱える地域社会の課題を解決し、BHRを実践するための活動に参加できるような工夫が求められる。しかし、そのための具体的な実践に関する研究は、依然として不足している。</p> <p>本稿は、アフリカ農村部におけるBHR推進活動に対するステークホルダーの関与の在り方をテーマとし、必要な企業行動のあり方を探る。第1章では、上述した問題の背景と所在を説明する。「アフリカの農村部において企業活動による人権侵害が続くのは、UNGPsが想定するステークホルダーの関与メカニズムが十分に機能する状況がないからだ」という仮説を提示し、このメカニズムが効果的に機能するには一定の社会経済的条件が必要だと主張する。</p>	

第2章と第3章では、UNGPが機能するメカニズムとその課題を解明する。まず第2章では、先行研究に基づいて、企業の人権尊重の責任を推進するようになったプロセスを整理する。UNGPが制定されるはるか以前から、BHR推進におけるステークホルダーの関与は重要であった。ソフトローの形を取るUNGPにおいても、BHRを推進する上で様々なステークホルダーの関与が重要な役割を果たすと想定されている。実際 UNGPは、先進国において、市民社会による企業への直接的な働きかけ、そして国際社会から政府を経由した企業への働きかけなど、複数のチャネルを通じた企業への働きかけによって、その行動を変えることに成功してきた。

第3章では、途上国におけるBHR推進を実施する上での課題を説明し、UNGPの欠点や具体的な問題点を明らかにする。上述のとおりUNGPは複数のチャネルを通じた働きかけによってBHR推進に向け企業行動を変えてきたが、途上国ではこのメカニズムが機能しにくい。アフリカ農村部はその典型例である。政府の政策執行能力が脆弱なことに加え、権利保有者の生計水準が厳しく政府や企業との間に適切なステークホルダー・エンゲージメントがなされにくい。BHR推進のためには、従来指摘されてきた政府の能力向上などの課題はもとより、権利保有者の生活水準や生計の向上が必要不可欠である。UNGPの前提と大きく異なる環境では、BHRの基盤となる生活水準の向上なくして農村部ステークホルダーのBHRへの関与は実現できない。こうした条件の下で、企業はステークホルダー・エンゲージメントが機能するよう社会経済的条件の整備に貢献する必要がある。

第4章は、シエラレオネでの2つの事例に基づいて、アフリカ農村部で企業が直面する課題を具体的に検討し、企業が実効的なBHRを行うためにどのような行動が必要かを検討する。Addax社の事例では、国際的なBHRの基準に則った行動を取ったにもかかわらず、地元コミュニティとの間で紛争を抱えることになった。一方、XYZ社の場合は、地元コミュニティとの間でコミュニケーションを密にとり、その要請に対応することによって紛争を回避した。住民の社会経済的条件を向上し、生計改善を図ることは、基本的人権を満たすための第一歩であり、ステークホルダー・エンゲージメントを活性化させる前提条件である。住民の生計向上は本来政府が中心に取り組むべきことであるが、アフリカ農村部では、政府にその役割を期待できない状況がある。そうしたなかで、住民の社会経済的条件を改善するために、企業行動が重要な役割を果たしうる。ただし、権利保有者の生活向上を企業にのみ頼ることは、持続不可能である点にも留意すべきである。

社会インフラや生活水準の整備はアフリカ農村部でBHRを進める上で必須だが、すべてを企業努力に依存するのは無理がある。この現実を踏まえて、第5章では、社会経済的条件の向上に対する農業デジタル技術の可能性を探る。ケニア農村部でのフィールドワークを踏まえて、デジタル技術の利用がBHRに必要な土台づくりに資するかを検討した。農業関連情報を提供するプラットフォームを活用する小規模農家の生活変化に関する調査の結果、生活水準の向上を実感する農家が多数を占めた。農業プラットフォームのようなデジタル技術は、農村住民の自律的な活動を通じてその社会経済的条件を改善させ、それによってステークホルダー・エンゲージメントを通じたBHRの推進に寄与する可能性がある。

以上を踏まえた本研究の結論は次の通りである。1) BHR の推進、特に UNGPs に則った BHR の推進は、ステークホルダーの十分な関与が前提になっている。2) しかし、アフリカ農村部のようなところでは、UNGPs の想定と異なり、政府の問題や不十分な社会的能力のために、ステークホルダー・エンゲージメントが進んでいないことが多い。3) 権利保有者の十分な関与がなければ、たとえ企業が国際的な BHR 基準を遵守していたとしても、地元コミュニティとの紛争に直面する可能性がある。4) 権利保有者の BHR プロセスへの関与を増やすためには、権利保有者の生活水準や生計の向上が必要であり、具体的には当該コミュニティの社会課題の解決が求められる。5) アフリカ農村部のようなところでは、一般に政府の能力が脆弱でこうした課題を十分に解決できない。そのため、権利保有者の生計向上に向けた企業の努力が必要である。6) とはいえ、住民の生計向上をすべて企業に任せるのは現実的でない。デジタル農業技術のアグリプラットフォームは、自発的行動を通じて権利保有者の生活水準を向上させる可能性を秘めている。本稿は、企業がデジタル農業技術を活用することで、アフリカ農村部の社会基盤を充実させ、それが企業による人権尊重を推進する基盤を作る可能性があると考えます。

権利保有者が BHR の推進に関与しない原因を解決しなければ、人権尊重に向けた真の企業責任は履行されない。したがって、影響を受ける個人および影響を受ける可能性のあるグループによる意見表明能力の育成が不可欠である。国の制度や能力が限られている中で、企業には、人権への悪影響を最小化するための行動だけでなく、地域社会が抱える社会経済的問題の解決に貢献するための行動——すなわち BHR と CSR との統合——が求められる。また、企業がデジタル農業技術のような革新的な方法を使い、工夫しつつ権利保有者や社会全体の能力を高めることも同様に重要である。